

珠洲市議会基本条例逐条解説

目次

前文

第1章 総則

第2章 議会及び議員の活動原則

第3章 議会と市民の関係

第4章 議会と市長等との関係

第5章 議会の運営

第6章 議会及び議会事務局の体制整備

第7章 議員の定数及び報酬

第8章 条例の位置付け及び見直し手続き

附則

珠洲市議会（以下「議会」という。）は、本市の有権者による選挙で選ばれた珠洲市議会議員（以下「議員」という。）で構成され、日本国憲法に規定された二元代表制の地方自治制度に根拠を置く合議制の議事機関です。同じく選挙で選ばれた独任制の執行機関である珠洲市長（以下「市長」という。）とともに、地方公共団体たる珠洲市の代表機関を構成します。この2つの代表機関は、市民福祉の増進を図るため、それぞれ異なる特性と権能を活かしあいながら、市政を運営することが期待されています。

しかし近年、国政同様、地方政治においても行政に対する市民のニーズは拡大し、多様化し、専門化し、自治体議会に対する行政の優越、拡大が顕著となっています。自治体の自主的な決定と責任を拡大させた地方分権一括法の施行は、この流れをさらに加速させています。旧態依然とした自治体議会は行政の追認機関と化し、その存在意義が問われています。日本国憲法が規定した二元代表制が形骸化する中、全国各地で議会改革が叫ばれています。

本市を取り巻く環境も急速に変化しています。急激な人口減少時代を迎え、行政資源に限りがある中にあっても、市民のニーズは減少することなく、むしろ拡大、多様化しています。議会は、まさに合議制の議事機関としての特性を活かし、すべての市民の叡智を集集し、合意を形成する場としての役割が求められています。

本市の意思決定を担う議会は、その使命を深く自覚し、絶えず自己研鑽と自己改革を続け、自らの特性と権能を余すところなく発揮しなければなりません。

ここに、これまでの改革の取り組みを踏まえつつ、議会のあるべき姿と議会改革の方向性について市民との共通認識を醸成し、市民に開かれ信頼される議会を実現し、本市における民主主義の発展と市勢の伸展、市民福祉の増進に寄与することを決意し、この条例を制定します。

【解説】

前文は、珠洲市議会としてこの条例の制定が求められる背景や意義を述べ、議会改革を通じて民主主義の発展、市勢の進展、そして自治体の存立意義である市民福祉の増進に寄与する決意を表明しています。

なお、この条例で使用する「市民」は珠洲市内に住民登録をしている者をいいます。

【用語の説明】

※二元代表制

議会を構成する議員と、行政の長をそれぞれ住民の直接選挙で選ぶ制度で、「議院内閣制」とは対照的な概念。日本国憲法第93条第2項に規定されています。

※議事機関

条例の制定その他、地方公共団体の行政運営の基本的事項について審議し、決定する権能を有する地方公共団体の機関を意味し、憲法第93条第1項で地方公共団体は議事機関を置くと規定されています。

なお、議会を説明するときに「議事機関」ではなく「議決機関」と表現することもあります。この条例では、憲法の規定に沿って「議事機関」とします。

※権能

法律上、ある事柄について権利を主張し、行使できる能力。特に、法律上認められた公的機関の権利についてこのように表現します。

※行政資源

政策を実現するために投入される人員や予算、時間などのことをいいます。

※「これまでの主な改革の取り組み」について

- ・ 政務調査費の交付に関する条例を制定し、交付の根拠を明記（平成13年3月議会）
- ・ 議員報酬を34万円から36万5千円に増額（平成13年4月から）
- ・ 議会本会議のインターネット配信開始（平成13年9月議会から）
- ・ 珠洲市議会議員定数条例を改正し、議員定数を18人から15人に削減（平成19年4月実施の市議会議員選挙から）
- ・ 議員報酬を36万5千円から34万円に減額（平成19年4月から）
- ・ 珠洲市議会議員定数条例を改正し、議員定数を15人から14人に削減（平成23年4月実施の市議会議員選挙から）
- ・ 議員間の情報共有を目的とした議員全員協議会の開催（平成24年度から）
- ・ 珠洲市議会傍聴規則の改正（平成24年4月）
- ・ 政務活動費の交付に関する条例を制定し、交付対象を拡大。同時に交付対象を会派か

ら個人に変更。(平成24年6月議会)

- ・「大規模災害発生時の珠洲市議会・議員の行動マニュアル」策定(平成25年12月)
- ・「政務活動費収支報告書の提出に当たっての注意事項」策定(平成28年2月)
- ・議会改革特別委員会設置(平成28年3月議会)
- ・議会だより編集委員会を設置し(平成28年3月)、「珠洲市議会だより」を発行(平成28年8月No.1発行)
- ・政務活動費の交付に関する条例を改正し、①後払い方式を導入、②収支報告書の公開方法の見直しを規定(平成28年12月議会)
- ・予算常任委員会設置(平成29年3月議会)
- ・政務活動費運用マニュアルの作成(平成29年3月議会)
- ・一般質問に「一括方式」と「分割方式」の選択制を導入(平成29年6月議会)
- ・珠洲市議会議員定数条例を改正し、議員定数を14人から12人に削減(平成31年4月実施の市議会議員選挙から)
- ・珠洲市議会議員政治倫理条例を制定(平成30年6月議会)

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、二元代表制の下での議会の役割を明らかにし、議会及び議員の活動原則等、議会に関する基本的事項を定めることによって、地方自治の本旨に基づく議会を実現することを目的とします。

【解説】

この条例の制定目的を明らかにし、各条文の解釈の指針を示すものです。

【用語の説明】

※地方自治の本旨

日本国憲法第92条に記載された地方公共団体の最上位の規範であり、「団体自治」と「住民自治」の二つの要素からなると考えられています。

「団体自治」とは、国から独立した地方公共団体を認め、その団体自らの権限と責任において地域の行政を処理することをいいます。

「住民自治」とは、地域の行政を地方公共団体の住民の意思と責任に基づいて行うことをいいます。

自治体議会は国から独立した地方公共団体の団体意思を決定する議事機関であり、その決定は住民の意思を反映したものでなければなりません。

(基本理念)

第2条 議会は、二元代表制の下にある議事機関であることを常に自覚し、その自主性及び自立性を高め、憲法や法律、条例等で規定された権能を最大限に発揮し、地方自治の確立に努めます。

2 議員は、議事機関の構成員としての責務を常に自覚し、市政全般の課題及びこれに対する市民の意思を的確に把握し、市政に反映させるよう取り組みます。

【解説】

議事機関としての議会及び議事機関の構成員としての議員の使命について記載します。議会は地方自治の確立、議員は市民の意見を市政へ反映させることを使命とします。

【用語の説明】

※地方自治の確立

「団体自治」と「住民自治」が確立していることをいいます。平成12年の地方自治法の一部改正を含む地方分権一括法の施行は、国の権限や財源を地方に移譲し、住民に身近な行政はできる限り住民に身近な地方公共団体ができるよう行政の仕組みを変え「団体自治」を前進させました。同時に、自治体の制度の策定や施策の実施に当たって、地方公共団体の自主性や自立性が十分に発揮されるようにしなければならないと規定しています。そのためには市民の意思が反映される「住民自治」の仕組みづくりも不可欠です。両者は車の両輪となって地方自治を確立していきます。

第2章 議会及び議員の活動原則

(議会の活動原則)

第3条 議会は、地方自治法（以下「法」という。）の規定を踏まえ、議事機関として、次に掲げる役割を担います。

- (1) 議案等の審議及び審査をし、議決を行うこと。
- (2) 市長その他の執行機関（以下、「市長等」という。）及びその職員の事務の執行状況を監視し、必要な調査を行うこと。
- (3) 法令で定められた選挙権及び同意権を行使すること。

2 議会は、前項各号の役割を果たすため、前条の基本理念を踏まえ、次に掲げる原則に基づき活動します。

- (1) 市長等との権能の違いを踏まえ、対等で緊張感ある関係を保つこと。
- (2) 議会としての意思決定にあたっては、議員間で討議を重ね、合意形成に努める議会運営を行うこと。
- (3) 議会の決定過程の透明性を高め、市民との情報共有を推進すること。
- (4) 市民の多様な意見を政策立案及び政策提言に反映できるよう、市民参加の多様な機会を設けること。

【解説】

第1項では、法第六章第二節で列举された議会の権限を踏まえ、議会の役割を整理しました。第2項では、これらの役割を果たすにあたっての議会の活動原則を定めました。

第2項第4号に言う「政策立案」とは、市政における課題の解決を図るため、政策を構想し、その実現のために必要なしくみに関する条例案を議会に提案することを言います。「政策提言」とは、市政における課題の解決を図るため、必要と思われる政策を、本会議の質問の場や委員会の場で市長等に対して提案することを言います。

なお、類似の表現として「政策形成」があります。この条例では第17条で使用していますが、これは政策を実施するための一連のプロセス全体を言うものであり、市長等執行機関が担う役割も多く含まれているため、議会あるいは議員の活動としては使用しません。

（議員の活動原則）

第4条 議員は、第2条第2項の基本理念を踏まえ、次に掲げる原則に基づき活動します。

- (1) 合議制の議事機関であることを十分認識し、議員相互の討議を重んじること。
- (2) 市政に関する市民の意思を的確に把握し、政務活動、議案審議、政策立案及び政策提言等に反映させること。
- (3) 自らの議会活動を市民にわかりやすく伝えること。
- (4) 自己の能力を高める不断の研鑽に努めること。
- (5) 珠洲市議会議員政治倫理条例を遵守し、品位を保持すること。

【解説】

議員は、合議体としての議会の構成員として、第3条に掲げた議会の活動原則を踏まえた活動が求められると同時に、議員個々人としても本条第1号から第5号に列举した活動原則を踏まえた活動が求められます。

第1号から第4号までは議員に求められる行動規範ですが、第5号は議員として遵守しなければならない政治倫理を規定しています。議員は、市の代表機関である議会の構成員として、刑法等の法令を遵守することは当然ですが、それだけではなく、一般の市民より厳しい公平、公正な言動が求められています。そのため、本市では珠洲市議会議員政治倫理条例を定め、これを遵守することにより、議員としての品位を保持することとします。

(議長の役割)

第5条 議長は、議会を代表し、議会の機能と権能の強化に向け、先導的な役割を果たすものとします。

2 議長は、議会の代表者として中立かつ公平な立場において職務を行い、民主的な議会運営を行わなければなりません。

3 議長は、議会の秩序保持に努め、効率的に議事を整理し、議会の事務をつかさどります。

4 前3項の規定は、副議長が議長の職務を行う場合について準用します。

【解説】

会議の招集や議事運営等での議長の役割は、法や珠洲市議会会議規則等で定められていますが、議会を代表する議長の役割は議場外も含め多岐にわたります。ここでは議長に求められる役割の基本的な原則を定めました。

なお、法や珠洲市議会会議規則に明記された議長の役割だけでも多岐にわたり、その責任の重さを確認することができます。その一例を紹介します。

- ・議長は、議会運営委員会の議決を経て、市長に対し、会議に付議すべき事件を示して臨時会の招集を請求することができます。(法第101条第2項)
- ・議長は、議場の秩序を保持し、議事を整理し、議会の事務を統理し、議会を代表します。(法第104条)
- ・議会の会議中、地方自治法や会議規則に違反しその他議場の秩序を乱す議員があるときは、議長は、これを制止し、又は発言を取り消させ、その命令に従わないときは、その日の会議が終るまで発言を禁止し、又は議場の外に退去させることができます。(法第129条)
- ・発言はすべて議長の許可を得た後でなければできません。(会議規則第48条)
- ・議長が特に必要があると認めるときは、休会の日でも会議を開くことができます。(会議規則第10条第3項)
- ・質問者は、議長が定めた期間内に、議長にその要旨を通告しなければなりません。(会議規則第60条第2項)

(会派)

第6条 議員は、議会活動を円滑に行うため、会派を結成することができます。

2 会派は、同一の理念及び政策を共有する議員で構成します。

3 会派は、議員の活動を支援するとともに、政策立案及び政策提言のための調査研究等の活動を行い、必要に応じて会派間の調整に努めるものとします。

4 会派を結成したときは、代表者は名称及び所属議員名等を速やかに議長に届け出るものとします。届出事項に変更が生じたときも同様とします。

【解説】

法律や会議規則等で規定されていない「会派」について、その定義や議会の中での位置づけ、結成に必要な手続き等を定め、「会派」の根拠規定とします。なお、会派結成に必要な議員数は従来通り、「議会運営の申し合わせ事項」で規定します。

（議員研修の充実）

第7条 議会は、議員の政策立案及び政策提言能力の向上を図るため、議員研修を充実強化します。

【解説】

議員の政策立案及び提言能力の向上は、各議員の義務でもあります。議会としても、議会総体としての能力向上を図るため、研修機会を充実させることとします。

（政務活動費）

第8条 議員は、珠洲市議会政務活動費の交付に関する条例及び珠洲市議会政務活動費運用マニュアルで定める政務活動に要する経費に対して、政務活動費を充てることができます。

2 政務活動費は、調査研究その他の活動に資するための必要な経費の一部として交付されるものであり、議員は有効かつ適切に活用しなければなりません。

【解説】

「政務活動費の交付に関する条例」は平成28年12月議会に改正し、県内初の後払い方式の導入と収支報告書の公開方法の見直しなどを行いました。平成29年3月議会では「政務活動費運用マニュアル」を新たに作成し、政務活動費を充当できる政務活動について詳細に規定し、平成28年度の収支報告書から準用し、平成29年度の収支報告書から全面適用となりました。ここでは条例及びマニュアルに基づき政務活動費を有効、適切に活用する義務があることを決めました。

（議会の災害対応）

第9条 議会は、大規模災害が発生し、珠洲市災害対策本部が設置されたときは、大規模災害発生時の珠洲市議会・議員の行動マニュアルに基づき、珠洲市議会災害対策支援組織を設置し、必要な協力、支援を行うこととします。

【解説】

大規模災害発生時は、平成25年12月に策定した「大規模災害発生時の珠洲市議会・議員の行動マニュアル」に基づき、議会としても必要な対応をとることを決めました。

第3章 議会と市民の関係

(情報共有の拡大)

第10条 議会は、議会活動に関する情報を積極的に公開し、市民との情報共有を図るとともに、議決結果についての説明責任を果たさなければなりません。

【解説】

議会が、議決機関としての権能や役割を十分に果たすためには、市民の意思と議会の意思の隔たりをなくすることが大切です。そこで本章では、議会と市民が双方向の関係をより深めていけるよう2つの観点から具体的な取り組みを記載します。第1は市民との情報共有の拡大（第10条）、第2は市民参加の促進（第11条）です。

本条第2項に記載した「会議」は、常任委員会、特別委員会、議会運営委員会及び議員全員協議会とします。特別な事情がある場合は、非公開とすることができます。

(市民参加の促進)

第11条 議会は、議員提案条例に関し、パブリックコメントの実施等様々な手法により、市民の意見を反映させるよう努めるものとします。

- 2 議会は、本会議及び委員会の運営にあたって、参考人制度や公聴会制度を十分に活用し、市民の意見及び学識経験者等の専門家の識見を議会の討議に反映します。
- 3 委員会は、請願の審査にあたって、必要に応じて提案者の意見を聞く機会を設けることができます。
- 4 議会は、市民に対し、議会活動について報告するとともに、政策立案及び政策提言に関する意見交換を行います。
- 5 議会は、議会の運営等に関し、市民からの要望、提言、その他の意見を広く聴取し、議会運営等に反映させるため、議会モニター制度を設けることができます。

【解説】

議会への市民参加を促すための取り組みを掲げました。

第1項のパブリックコメントの実施方法は、別途、議長が規定します。

第2項の本会議における公聴会制度及び参考人制度は、法第115条の2に規定されています。常任委員会、特別委員会及び議会運営委員会については法第109条第5項に準用規定があります。

第3項について、請願提出者からの申出があった場合は、委員長の権限の下、委員会は請願提出者の意見を聞く場を設けるものとします。

第4項の議会活動の報告及び政策立案等の意見交換の実施方法については、別途、議長が規定します。

第5項に規定する議会モニター制度については、会議傍聴による議会運営に対する意見、珠洲市議会だよりや議会ホームページなどについての意見等を聴取し、議会運営に反

映させます。実施の方法は、別途、議長が規定します。

【用語の説明】

※パブリックコメント

公的な機関が規則あるいは命令などの類のものを制定しようとするときに、広く公に(=パブリック)に、意見・情報・改善案など(=コメント)を求める手続きをいいます。国では1999年から全省庁で導入されています。地方自治体でも条例で導入を規定してところもあります。珠洲市では、第2次行財政改革プランで制度導入を「検討する」とし、平成30年の投票区・投票所の見直しにあたり初めて実施しました。

※議会モニター制度

市民から議会に対する様々な意見、要望を聴取し、議会運営に反映させるための制度です。制度の詳細は各自治体によって幅がありますが、モニターは公募や地区推薦などで選任されるケースが多く、主に次のような役割を担っています。

- ・会議を傍聴し意見を文書で提出する
- ・議会だよりや議会ホームページに対する意見を文書で提出する
- ・議員との意見交換会を行う

第4章 議会と市長等との関係

(議会と市長等との関係の基本原則)

第12条 議会と市長等とは、その立場、権能の違いを踏まえ、緊張関係を保持し、市民福祉の増進に向け、政策を競い合う関係にあります。

【解説】

議会と市長等は、それぞれ民意に向き合い、それを裏付けに政策を競い合います。このような二代表制の特徴は、機関競争主義とも呼ばれます。

(議会の政策サイクル)

第13条 議会は、行政のマネジメントサイクルに対応して、提言、討議、決定、監視・評価を実施し、議会からの政策サイクルの確立に努めます。

2 前項の取り組みは、決算審査における事業等の評価と予算審査を連動させることを軸に、本会議における審議や議決、常任委員会、特別委員会の審査など、議会の権能を適宜適切に活用し実施します。

【解説】

第2次珠洲市行財政改革推進プランによれば、PDCAサイクルによる進捗管理を行うことが改革の基本原則として記載されています。計画(plan)、実施(do)、監視・評価(check)、

改善（action）というサイクルですが、ここに議会の使命である討議と決定、そして政策提言は含まれていません。監視、評価も決算審査等に関わらなければなりません。提言・計画案（proposal）、討議（discussion）、決定（decision）、計画、実施、監視・評価、改善という議会からの政策サイクル（PDDPCA）が、2元代表制の自治体経営の目指すべき方向です。

第2項では、議会からの政策サイクルを実現するため、評価を担う決算審査と予算審査を連動させることが大切であり、さらにその間の本会議での議案審議、委員会審査などにおいても、一連のサイクルを意識した質疑や討議、議決が求められていることを明らかにしています。

（評価の実施）

第14条、議会は、決算審査において、市長等が執行した計画、政策、施策、事務事業等（以下「政策等」という。）の評価を行います。

2 議会は、予算に十分反映させるため、前項の評価結果を市長等に提出します。

【解説】

前条に示すサイクルでは、決算審査で行う評価が重要な役割を担います。第1項では政策等に対する評価を行うこと。第2項では、その評価を市長に提出することを定めています。

（資料の請求）

第15条 議員は、政策形成過程の透明性を図るため、あるいは執行した事業の評価を行うため、議長の承諾を得て必要な資料を請求することができます。

2 市長等は、前項の資料請求に対して、速やかに対応するよう努めるものとします。

【解説】

市長等に対して、政策形成過程に関する情報、執行後の事業評価を行う資料を請求する根拠規定となります。議会の審議、審査の充実、監視機能の強化が目的です。

（議員の文書質問）

第16条 議員は、議長の許可を得て、市長等に文書により質問することができます。

【解説】

定例会と定例会の間は、文書で質問することができる旨を記載します。具体的な手続きは、別途、議長が規定します。

（監査委員）

第17条 議会は、議員のうちから一人の監査委員を選任するものとします。

【解説】

平成29年の法改正で、条例により議会選出の監査委員を選任しないことができるものとされました。本条は、議会のチェック機能の一環として、引き続き議選監査委員を選任することを定めるものです。

第5章 議会の運営

(議会の運営原則)

第18条 議長及び委員長は、民主的で公正、公平、透明な運営に努めます。

- 2 議会は、合議制の議事機関として、その意思決定にあたっては、議員間の討議を尽くすものとします。議員間の討議は、原則として常任委員会、議会運営委員会、特別委員会及び議員全員協議会において行うものとします。
- 3 議会は、議長の選出にあたって、その職を希望する者からの要望があるときは、所信を表明する機会を設けることができます。
- 4 議会は、議会運営上の課題について協議し、調整するため、法第109条第1項の規定により議会運営委員会を設置します。

【解説】

本条は、第2章の「議会及び議員の活動原則」を受け、議会の運営原則を定めています。

第2項の「議員間の討議」は、第3条第2項(2)に規定した「討議を重ね、合意形成に努める議会運営」を具体化するもので、各委員会では委員長の判断で、議員全員協議会では議長の判断で実施します。

第3項は、議長選挙が行われるとき、議員から所信表明をしたい旨の申出があった場合は、その機会を設けることができるようにするものです。所信表明を行わない議員への投票も可能です。所信表明は、本会議場又は議員全員協議会で行うものとします。

第4項は、珠洲市議会委員会条例の上位に位置する条例として、議会運営委員会の設置を規定します。議会運営委員会の調査事項は法第109条第3項で、議会の運営に関する事項、議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項、議長の諮問に関する事項とされています。

(本会議)

第19条 本会議は、地方公共団体としての珠洲市の最終的な意思を決定する場であり、議決の結果及びその理由について、議会は説明責任を負います。

- 2 会派又は議員は、賛否が分かれた場合は、その理由を討論において説明する責任を負います。

【解説】

第3条「議会の活動原則」、第4条「議員の活動原則」及び第10条「情報共有の拡大」の規定を踏まえ、議会及び議員の議決に対する説明責任について規定しています。

(委員会)

第20条 委員会は、専門的に調査及び審査を行う機関として、自主的かつ積極的な運営に努めます。

2 常任委員会は、第14条に規定する議会からの政策サイクルの確立ため、付託された議案審査に加え、所管事務調査権を行使し、積極的に政策立案、政策提言を行うものとします。

3 特別委員会は、特定の付議事件を審査又は調査する必要があると認めるとき、期間を定め、議会の議決により設置されます。審査又は調査の終了時に報告書をまとめ、その要旨を本会議において委員長が報告し、これをもって廃止することとします。

4 委員会は、自らの判断あるいは市民からの要請に応じ、所管事務あるいは付議事件に関する現地調査活動を実施し、市民等との情報共有及び意見聴取のための住民懇談会を開催することができます。

【解説】

本条の「委員会」とは、常任委員会、議会運営委員会、特別委員会をいいます。

第1項の「自主的かつ積極的な運営」とは、第11条で規定した参考人制度や公聴会制度の活用による市民意見や専門的知見の反映や第19条に規定した議員間の討議の設定、本条第2項に規定する調査活動や報告会の開催などをいいます。

第2項は、常任委員会の役割を定めました。第14条に規定する「議会からの政策サイクル」の確立に向けた要の存在として、さらに積極的な活動が求められます。

第3項は、特別委員会の役割を定めました。目的と期間を定め、集中的、精力的に活動し、最終的に、その活動の経過や結果を報告書としてまとめ、その要旨を本会議で報告することを求めています。

第4項は、少人数の委員構成で、機動的な活動が可能な委員会として、新たに浮上する行政課題や住民ニーズに迅速かつ的確に対応するため、積極的に現地調査活動や利害関係を有する市民との意見交換に努めることとしています。

(議員全員協議会)

第21条 議会は、法第100条第12項の規定に基づき、珠洲市議会会議規則で議員全員協議会の設置を定めます。

2 議会は、本会議や委員会との役割の違いを踏まえつつ、議案の審査や議会の運営に関する協議又は調整、議員全員の情報共有の場として、議員全員協議会を有効かつ積極的に活用するものとします。

【解説】

議員全員協議会は、平成20年の地方自治法の一部改正に伴い、会議規則の改正により設置が認められることになりました。珠洲市議会も同年、会議規則を改正し、議員全員協議会を議会の正式な会議として位置付けました。この条例は、第10条第2項で公開の対象とし、第19条第2項では議員間討議も実施できることとしています。本条で議会の中での位置づけを明らかにしています。

議員全員協議会は、協議又は調整の場であり、また本市では議員全員の情報共有の場としても活用してきましたが、本会議や委員会に代わる意思決定の場ではありません。また、議案審査を行なう場でもありません。各々の会議の役割を踏まえつつ、積極的な運用で、議会の円滑かつ活発な運営につなげていかなければなりません。

第6章 議会の体制強化

(予算の確保)

第22条 議会は、二代表制の趣旨を踏まえ、議事機関としての機能を確保するとともに、より円滑な議会運営を実現するため、必要な予算の確保に努めるものとします。

【解説】

議会の調査機能の強化や研修体制の充実、広報広聴体制の充実など、この条例で掲げた議会の役割を果たしていくためには必要な予算を確保する必要があります。予算の提案権は市長にあることから、予算要求段階で十分な調整を行い、必要な予算の確保を市長に求めています。

(議会図書室)

第23条 議会は、法第100条第18項の規定に基づき議会図書室を設置し、その充実を図るものとします。

2 議会は、議会図書室の活用にあたっては、珠洲市民図書館との連携を図るものとします。

【解説】

議会は、法第100条第18項の規定により、議会図書室の付置義務があります。珠洲市民図書館の資料収集の自由、資料提供の自由を尊重しつつ、議員の調査研究に資する図書・資料の充実に向けて、連携を図ることとします。

(議会事務局)

第24条 議会は、議長の統理する事務を遂行し、議会の政策立案活動、調査活動等を補佐するため、法第138条第2項の規定により、議会事務局を設置します。

- 2 議長は、議会事務局の機能強化、必要な体制整備に努めます。

【解説】

第1項は、法138条第2項で任意の設置とされている議会事務局の設置根拠規定です。

第2項は、議会事務局の充実に向けた議長の役割を規定しています。

【用語の説明】

※統理

統一しておさめること。全ておさめること。法第104条で「議長は、・・・議会の事務を統理し・・・」とあります。

第7章 議員の定数及び報酬

(議員定数)

第25条 議員定数については、珠洲市議会議員定数条例で定めます。

- 2 議員定数の条例改正案は、市民の直接請求による場合及び市長が提出する場合を除き、明確な改正理由を付して、委員会又は議員が提出するものとします。
- 3 委員会又は議員は、前項の条例改正案の提出にあたっては、市民及び有識者の意見を聴取するものとします

【解説】

議員定数改正にあたっての基本的な考えを明らかにしています。

(議員報酬)

第26条 議員報酬は、議会議員等の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例で定めます。

【解説】

議員報酬改正にあたっての基本的な考えを明らかにしています。

第8章 条例の位置付け及び見直し手続き

(条例の位置付け)

第27条 この条例は、議会における根幹となる規範であり、議会は議会に関する他の条例、議会規則等を制定し、改廃するときは、この条例の趣旨及び規定に違反しないよう整合を図らなければなりません。

- 2 議会は、議会に関する日本国憲法、法律及び他の法令等の条項を解釈し、運用するとき、この条例に照らして判断するものとします。

- 3 議会は、一般選挙を経た任期開始後速やかに、この条例の理念を議員が共有できるよう、研修会を行わなければなりません。

【解説】

第1項は、この条例を珠洲市議会における根幹となる規範と位置付け、議会における他の条例や規則等の制定・改廃にあたっても、この条例に適合するよう定めました。

第2項は、地方分権一括法の施行により法令の解釈権が地方自治体に移行したことを踏まえ、根幹となる規範であるこの条例を議会に関する法令の解釈、運用の基準とすることを明記しました。

第3項は、全議員がこの条例の趣旨を認識し、この条例に掲げた目標の実現に向けて切磋琢磨できるよう、研修を義務付けます。

(検証及び見直し手続き)

第28条 議会は、議会活性化推進会議を設置し、1年ごとにこの条例の目的の達成状況を検証し、その結果を公表するものとします。議会活性化推進会議については、別に議長が定めます。

2 議会は、前項による検証の結果を踏まえ、目的達成に向けての行動計画を作成し、公表するものとします。

3 議会は、本条例の目標が達成されている項目がある場合、さらなる議会改革の前進に向けて、この条例の改正も含め、必要な措置を講じることとします。

4 議会は、この条例を改正する際には、改正の理由、背景を本会議において市民に説明するものとします。

【解説】

不断の改革に向けての議会の取り組みを定めています。

第1項及び第2項に定める検証作業や行動計画の作成は、この条例の制定を不断の改革につなげていくための規定です。全議員の意見はもちろんのこと、市民の意見も踏まえつつ、新たに設置する議会活性化推進会議の下でこれらの作業を行うものとします。公表は、議会ホームページ及び珠洲市議会だよりで行います。

第3項、第4項は、さらなる改革の前進に向けた規定です。この条例は、今後の取組課題を明示した、いわゆる条例先行型条例です。しかし、議会改革に完成型はなく、本条例で掲げた課題の実現は議会改革の通過点に過ぎません。本条例で掲げた課題を実現し、定着が図られた場合は、さらなる議会の活性化に向けて、条例改正も含め、必要な措置を講じていくこととします。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行します。